

はちのへ のうぎょうだより

平成 30 年 3 月号 No.520

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。
○八戸市ホームページ
<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



左から和泉氏、上野氏、鳥喰氏

1月12日に八戸グランドホテルにおいて、八戸市農業委員会1月総会が開催されました。総会では6議案が審議され、全会一致で承認を受けました。
総会の後には、農業委員の永年勤続表彰が行われ、それぞれ通算5期、15年間農業委員を勤めた、和泉俊雄氏、上野正雄氏、鳥喰一郎氏が籠田会長より、その長きに渡る功績を称えて表彰されました。
その後、第36回八戸市農業後継者顕彰が行われ、市内若手農業者で、菊農家の田端章吾さんが表彰されました。

八戸市農業委員会1月総会開催 永年勤続表彰及び農業後継者顕彰表彰式



表彰を受ける田端さん

田端さんは品質の安定や生産・管理レベルの向上に向けて日々研究し、安定的な収入の確保につなげたいと意欲を示しており、地域の模範として、八戸の農業の将来を担うことが期待される農業後継者です。
籠田会長からの励ましに対して田端さんは、農業を取り巻く情勢は大きく変化しているが、更なる農業の発展と、経営の安定のために、一層の努力をしていきたいと、意気込みを語っていました。



知って得する 農業者年金

あなたの老後生活への
備えは十分ですか？

★ 少子高齢時代に強い年金です。

自ら支払った保険料とその運用益により年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の年金です。

★ 保険料は自分で選べ、いつでも見直してできます！

月額2万～6万7千円の間（千円単位）で設定できます。

★ 税制面で大きな優遇措置があります！

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。

★ 認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります！

※加入要件・①60歳未満、②国民年金第1号被保険者、③年間60日以上農業に従事している方
農業者年金に関するご相談は、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問合せください。

問 農業者年金基金 ☎03-3502-3942

オラほのたから

今回は市川地区で
がんばる若手農業
者、木村真輝さん
(27)を紹介します。



取材 市川地区
木村 武美 委員
木村 弁一 委員

八戸市市川地区は40年以上のいちご栽培の歴史があります。クリスマスに向けた出荷で忙しい12月中旬、市川地区下揚のいちごハウスにお邪魔し、お話を伺いました。

◎現在の経営状況について教えてください

いちごは60坪のハウスで紅ほっぺを4棟、とちおとめを3棟栽培しています。他には大豆と小麦を60アール、水稲



取材に応じる木村さん



一粒一粒丁寧に摘み取られたいちご

も47アール作付けしています。

◎就農のきっかけは？

学生のときに父が亡くなり、母を助ける必要があると思い、卒業後に家業を継ぎました。

◎実際にやってみてどうですか？

なかなか思い通りに行かないです。

特にいちごは毎年が勉強ですね。最近、夏はとて暑く、冬はとて寒いので、管理が難しいです。米も昔のような数量は取れません。

◎農業をやってみて良かった事は？

正直なところ、まだ大変だと思うばかりで余裕が持てないですね。

それでも手塩にかけた作物が収穫できたときにはうれいすし、引き継いで良かったなあと思います。

また、農業は自分でスケジュールを

立てながら仕事ができるのが良いですね。

◎今後の目標は？

農業は理想どおりにいかないことが多々ありますが、頑張った分、結果として表れると思っています。今後は新しい品種のいちごを栽培してみたいし、ハウスを増設して収入を増やすことも考えています。

それと、いちごの収穫が終わった後に、収益の上がるものを何か栽培できないか考えています。

取材を終えて・・・

市川地区は、年々いちご生産者が減少しています。そんな現状の中で、木村真輝さんのように親子で頑張っている若い農業者がいることを紹介でき、大変うれいすです。

市川地区におけるいちご栽培の歴史は昭和30年頃に遡ります。当時たびたび冷害に見舞われていた市川地区では、農家の男性は北海道へニシン漁へ出稼ぎに出ていました。

ところが昭和28年、出稼ぎ中の22人が嵐のため命を落とすという、痛ましい事故が起こりました。一度と悲劇を繰り返すまいと、当時の市川地区多賀小学校の細川重計校長が、冷涼な気候に適した、いちご栽培を呼びかけたのがきっかけといわれています。

身近な水の見えない流れ ～バーチャルウォーター～

食料の生産には大量の水が必要で、家畜を育てるにも、野菜や穀物を育てるにも多くの水が消費されます。穀物1キロを育てるために必要な水は約2トン。その穀物を餌とする牛肉なら、1キロあたり20トンもの水が必要といわれています。ところが日本は海外から食料を輸入することで、これらの水を自国では使わずに済んでいます。

このように、食料輸入国がその食料を生産するとしたら、どのくらいの水が必要となるか推定したものをバーチャルウォーターといいます。もし日本が、食料をすべて自国で生産すると、必要な水の量は現在の消費量の約2倍になるといわれています。つまり、日本は海外の水に依存して生活しているのです。

世界有数の降水量を誇る日本は水の宝庫です。湯水のごく使う、という表現があるように日本では意識せずとも、常に清潔な水が豊富に手に入ります。しかし、目には見えないバーチャルウォーターの流れを追ってみると、世界の水不足や水質汚染の問題は、日本と無関係ではないことが見えてきます。

今月の Pic up! ピック アップ

水は命の源であるといふのは万国共通です。私たちの豊かな生活と、世界の水のあり方について、今一度考えてみたいものです。

○日時・場所

対象地区	開催日時	開催場所
市川、下長、上長 豊崎、館	3月26日(月) 13:30~14:30	農業経営振興センター 多目的研修室
是川、大館 南浜・美保野 旧市内	3月27日(火) 13:30~14:30	農業経営振興センター 多目的研修室
中沢、島守	3月28日(水) 13:30~14:30	南郷事務所 2階大会議室

認定農業者の皆様へ
 「認定農業者制度の経営改善実践システム(新たな農業経営指標)変更に係る説明会」を開催します

平成30年4月より、農林水産省の認定農業者制度に関する経営改善実践システムが、インターネットに接続していない状況でも使用可能な、P C Kライアント用アプリケーションに更新されることとなりました。

このことを受け、当市では左のとおり、「認定農業者制度の経営改善実践システム(新たな農業経営指標)変更に係る説明会」を開催しますので、認定農業者の皆様はご出席ください。

申・問 農業経営振興センター(下記)

ワイン用ぶどう栽培講習会を開催します



八戸市では、ワイン用ぶどうの栽培面積の拡大並びに、栽培技術の向上を図るため、「ワイン用ぶどう栽培講習会」を次のとおり開催します。

本講習会は、南郷地区に農地を所有し、ワイン用ぶどうの栽培に興味がある市内農業者の方であれば、どなたでも参加できますので、参加を希望する方は、農業経営振興センターまでご連絡ください。

日時 3月22日(木) 13時30分
 会場 南郷事務所2階 大会議室

参加費 無料

内容 ワイン用ぶどうの植付から収穫まで
 ※ワイン用ぶどう栽培に興味のある農業者向け

講師 安達 貴

(八戸市地域おこし協力隊員)
 申・問 農業経営振興センター(下記)

糠塚きゅうり栽培講習会受講者募集

八戸市の伝統野菜「糠塚きゅうり」の基本的な栽培方法に関する講習会を実施します。

日時 3月29日(木) 13時30分~15時
 場所 農業経営振興センター多目的教室
 対象 糠塚きゅうりの栽培に興味のある市内農業者
 定員 30名
 受講料 無料
 募集期間 3月1日(木)~26日(月)
 申・問 農業経営振興センター(左記)

上記説明会及び講習会の
 申込み、お問い合わせは
 農業経営振興センターまで

☎ 27-9163 fax 27-9166
 メール nokei@city.hachinohe.aomori.jp
 住 所 八戸市大字尻内町字毛合清水 29
 ※電話受付時間
 平日午前8時15分~午後5時

皆様のご参加をお待ちしています



農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4-5条 (30a以下)	4-5条 (30a超)
3月	3/12-3/20	4/19	4/27
4月	4/11-4/20	5/18	6/1
5月	5/11-5/18	6/14	6/28

農地法届出

申請月	締切日	交付日	締切日	交付日
3月	3/5	3/15	3/20	3/30
4月	4/5	4/13	4/20	4/27
5月	5/7	5/15	5/21	5/31

※他法令との調整により、変更となる場合があります。

農地法関係の申請受付日等について

当委員会が設定している農地法第3、4、5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。申請内容や申請書類について、事前に農業委員会でご確認ください。

※平成30年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページに掲載しています。

☎ 問 農業委員会
 43-2111(内線4014)

農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「全国農地ナビ」をご覧ください。

農業委員会までお越しください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

農地転用・農地改良につきましては、農業委員会や農業委員にご相談ください。

問 農業委員会 ☎ 43-2111(内線4015)

■農地を貸します

	所在地			地目等	面積 (m ²)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	尻内町	上谷地	7	田 (農用地)	1,090	水利費
②	是川	金谷沢	44	田 (農用地)	897	無償
			45	田 (農用地)	978	

全国の農地情報の確認にはインターネットの「全国農地ナビ」をご利用ください。画面上の地図から農地の所在、地番をはじめ、地目、面積、所有者の意向などを調べることができます。

全国農地ナビ <http://www.alis-ac.jp/>

■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (m ²)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	長苗代	谷地	7	田 (農用地)	991	応相談
			24-6	田 (農用地)	991	
	尻内町	善右エ門堰	31-1	田 (農用地)	1,487	
			62	田 (農用地)	793	
	中堰	中堰	73	田 (農用地)	694	
			42	田 (農用地)	991	

家族経営協定を結んでみませんか？

日本の農業は、家族単位で農業を営む家族経営が大半を占めています。家族農業経営は、家族だからその良い点がたくさんありますが、生活と仕事の場が同じであるため、家族の中で役割分担が偏ってしまったり、経理があいまいになってしまいがちです。例えば農作業の後も妻は家事で休む間がない、支払額の取り決めがないため、子ども夫婦は自由にお金が使えないなど、時代の変化により、一昔前なら当たり前のやり方が、現代では通じにくくなっているともいえるでしょう。

そこで、農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参加できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるのが家族経営協定です。

家族経営協定の締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことができる環境整備について、家族間で十分に話し合うことが、農業経営の改善につながります。

興味をお持ちの方は農業委員会までご相談ください。



編集後記

この冬は厳しい寒さと日本海側の降雪そしてインフルエンザが猛威を振るっています。皆さんの周りでも、体調を崩されている方が多いのではないのでしょうか。この原稿を書いているのは2月中旬。県内全域にインフルエンザ警報が発令されています。保温、保湿と手洗いといういで、予防を心がけましょう。

湿度については、40%未満ではインフルエンザウイルスの半数以上が生き残っているため、50%~60%が最適といわれています。また、鼻やのどの粘膜が乾燥してしまうと、細菌やウイルスを追いつく機能がうまく働かなくなってしまうます。加湿器がなくても、濡れたバスタオルを干すなどして乾燥を防ぎ、免疫機能を守りましょう。

また、ある研究によると、インフルエンザの予防にはマスクよりも、手洗いがいをこまめにするの方が効果的だとか。逆に罹ってしまった人はしっかりとマスクをして、周りにうつさないよう気をつけましょう。

えんぶりが終われば春はもうすぐ。ここ数年暖かい冬が続いたので、今年ほど春が待ち遠しい年も久しぶりです。春を呼び起こす祭りに願いを込め、今日この頃です。

のうぎょうだよりの担当 高橋